

## 高齢者おむつ代助成事業の対象者変更について

### 1. これまでの経過

高齢者おむつ代助成費については、国の地域支援事業の交付金の対象外であり、従前より実施している自治体にのみ経過措置として認められてきました。

しかし、令和2年11月9日付け厚生労働省老健局通知887号により、令和3年度より経過措置制度の一部見直しが行われ、国の交付金の対象者が縮小されました。

なお、国からの通知が今年の11月であり、令和3年度から市の制度を変更するには、市民周知期間が短いため、令和3年度は、国通知により外れる対象者については、介護保険事業の中の保健福祉事業として経過措置をすべく予算措置をさせていただき、従前と変わらないように助成を行っております。

現在の給付額：月額上限7,000円（年額84,000円）

和泉市現行	国通知
65歳以上 在宅で常時おむつが必要（医師意見書要） 市府民税が非課税もしくは均等割	市府民税が非課税 家族で課税者がいれば年額上限6万円

### 2. 保健福祉事業について

全額第1号保険料を財源に市町村が独自に定めて実施するサービス。

### 3. 今後の方向性

令和4年度からは国からの通知に沿った形で助成を行います。

また、現在対象商品となっていないおしりふきを対象に含めます。

### 4. 過去の紙おむつ給付実績

(千円)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
決算額（千円）	72,828	79,590	78,775	79,455	83,160	87,145

### 5. 影響額について

内容	人数	影響額
給付不可（所得段階6～8）	42人	2,700千円
給付上限引き下げ（所得段階4～5）	339人	6,300千円
合計	381人	9,000千円

### 6. 今後のスケジュール

令和3年12月 市民周知、対象者へ個別の案内を実施

令和4年4月 対象者の見直しの実施